

分野別ＰＴにおける推進戦略案策定に係る 共通立案方針

平成17年 12月 1日
総合科学技術会議事務局

総合科学技術会議の「科学技術に関する基本政策について」に対する答申(案)（以下「答申案」と言う。）における政府研究開発投資の戦略的重點化の方針に基づき、政策対応型研究開発に係る分野別推進戦略案を分野別プロジェクトチーム（以下「PT」と言う。）で審議・策定するに当たっては、以下を各分野に共通する立案方針とする。

1. 共通の構成項目（章構成）

I. 状況認識
II. 重要な研究開発課題
III. 研究開発の目標
IV. 研究開発の推進方策～「活きた戦略」の実現
V. 戰略重点科学技術*
〔添付〕－重要な研究開発課題リスト・マップ
〔資料〕－研究開発が目指す成果目標の主な例

※注：分野別PTによる提案を踏まえ、総合科学技術会議が分野横断的に選定し、最終的に各分野別推進戦略に位置付ける。

2. 盛り込むべき主な事項

（※注：各章内の項目立て、項目順序等は分野毎に定める。）

(1) 状況認識

《→別添1参考1参照》

【重要将来科学技術のインパクト評価（デルファイ調査等）】

- ◆ 重要将来科学技術について、デルファイ調査等に基づく科学的・社会的・経済的インパクトを評価分析する。

【国際的ベンチマー킹】

- ◆ 最先端の研究開発動向、我が国の研究開発水準・産業技術力等について、国際的な状況を分析する（ベンチマーキング）。

【科学技術を巡る情勢分析】

- ◆ 考慮すべき社会・経済情勢等当該分野の推進戦略立案に欠かせない科学技術を巡る情勢分析を行う。

(2) 重要な研究開発課題

《→別添1参考1参照》

【重要な研究開発課題の選定】

- ◆ 答申案にある重点化の考え方に基づき、重要な研究開発課題を選定し、インパクト評価、ベンチマー킹、研究開発の発展段階、政策目標への貢献度、官民の役割分担等についてその選定理由を明確化。
- ◆ 重要な研究開発課題の選定は、当該分野の科学技術の体系、政策目標との関係、予算的な大きさ等を勘案し、適切な区分・階層を整理した上で行う。

【新興・融合領域への対応】

- ◆ 新興・融合領域への対応に関して、分野特性等に応じて記載する。

【「安全に資する科学技術推進P.T」の報告への配慮】

《→別添2参照》

- ◆ 各分野における安全と安心に関する研究開発課題については、総合科学技術会議「安全に資する科学技術推進P.T」の報告で示された方針等に配慮する。

(3) 研究開発の目標

《→別添1参考2参照》

【政策目標の明確化】

- ◆ 選定された重要な研究開発課題が実現を目指す個別政策目標及び政策目標を明確化する。(個別政策目標の設定に係る調整行程は、下記3(3)参照)

【研究開発目標の明確化】

- ◆ 重要な研究開発課題の研究開発目標（科学技術面での達成目標）について、概ね第3期期間中に達成すべき目標、及び、最終的に達成すべき目標を明確化する。

【政策目標達成に向けた道筋の明確化】

- ◆ 研究開発目標が政策目標の達成に至る道筋を社会・国民に分かり易く明確化する。その中で、「投入目標のみならず成果目標も基本」とされていることを踏まえ、各研究開発が、いつまでにどのような成果（アウトカム）を社会・国民に還元しようとしているかを簡潔に示す。
- ◆ 政策目標の達成のために、研究開発や科学技術政策以外で対応すべき政策課題がある場合には、明確化する。

《→別添3参照》

(4) 研究開発の推進方策～「活きた戦略」の実現

《→別添1参考3参照》

【产学研官・府省間・機関間の連携強化】

- ◆ 基礎的段階から実用化段階までの広い研究開発段階を概観し、関係府省・関係機関及び関係研究開発制度の役割を明確化し連携を促進する。
- ◆ 可能であれば、分野・領域毎の特性を踏まえて、関係府省・関係機関が毎年度、先端研究開発動向、各機関の研究開発戦略等について意見交換し情報共有する場を具体的に記述する。

【関連施策との連携強化】

- ◆ 上記（3）を踏まえ、知財戦略・国際標準化戦略、政府調達による促進策、倫理的・法的・社会的課題への対応、成果普及方策、イノベーション創出を阻害する制度・運用上の隘路等、政策目標達成（成果の還元）のために必要な研究開発以外の施策への対応について、必要に応じ記載。中でも「モノから人へ」の基本姿勢を踏まえ、各分野における人材育成策について十分検討する。
- ◆ 人材育成策、制度・運用上の隘路等、分野毎の対応を超えて対応することが適切な政策課題については、横断的に総合科学技術会議有識者議員が検討し明確化する。

【柔軟な戦略の展開方策】

- ◆ 情報通信分野等、技術進歩の早い分野・領域において、重要な研究開発課題、戦略重点科学技術等を必要に応じ隨時見直していくことが適切な場合には、その対応方針を記載する。

(5) 戦略重点科学技術

《→別添1参考4参照》

【戦略重点科学技術（素案）の選定】

- ◆ 重要な研究開発課題の中から、第3期計画期間中に集中的に投資すべき戦略重点科学技術（素案）について、答申案にある要件に基づき選定し、その理由を明確化する。

※注：分野別PTによる素案を受けて、総合科学技術会議は、予算措置する責任府省の投資戦略・計画、全分野の戦略重点科学技術（素案）を俯瞰した資源配分方針等を勘案し、総合的に戦略重点科学技術を選定し、最終的に各分野別推進戦略に位置付ける。

なお、分野別PTによる素案の改訂に係る意見調整等、戦略重点科学技術の決定プロセスにおける検討の進め方は、別途定める。

また、分野別推進戦略策定時に予見できない戦略重点科学技術が将来出現した場合には、上記（4）の趣旨により適宜適切に見直していく。

(6) 添付資料

① 重要な研究開発課題リスト・マップ

- ◆ 重要な研究開発課題について、概要を簡潔に記した別表を作成するとともに、社会・国民へ分かり易く説明責任を果たす観点から、政策目標の達成（成果の還元）への道筋を俯瞰的に表現したマップを作成する。

② 研究開発が目指す成果目標の主な例

《→別添3参照》

- ◆ 社会・国民へ分かり易く説明責任を果たす観点から、各々の研究開発がいつまでにどのような成果（アウトカム）を社会・国民に還元しようとしているかを簡潔に示す成果目標の主な例を整理する。

3. その他の配慮事項

(1) 分野別推進戦略の取りまとめスケジュール

- ◆ 来年2月中旬を目途に各PTは重要な研究開発課題を中心に一次案を取りまとめ、基本政策専門調査会に諮り、意見吸収を行う。その後、戦略重点科学技術に係る総合科学技術会議との調整等を経て、PTとしての最終取りまとめは、3月中旬を目途とする。

(2) 平成18年度において優先的に取り組む施策の考慮

《→別添4参考》

- ◆ 第3期計画の初年度目に当たる平成18年度予算概算要求については、総合科学技術会議において可能な限り基本政策専門調査会での審議を反映するよう対応してきているところ。他方、総合科学技術会議は、平成18年度概算要求に係る施策の優先順位付けや国家的に重要な研究開発の評価等を踏まえて、「平成18年度科学技術関係予算の編成に向けて」を政府予算案が固まる前に先立ち決定した。各PTにおいては、この決定を今後の分野別推進戦略の検討の素材の一つとする。

(3) 個別政策目標取りまとめに係る調整

《→別添1参考5参考》

- ◆ 12の中目標の実現に向けた個別政策目標については、総合科学技術会議の主導の下、関係府省が定め、総合科学技術会議がこれを取りまとめるとされている。分野別推進戦略の策定過程で提案される個別政策目標については、総合科学技術会議有識者議員が分野横断的に議論を集約し、分野別推進戦略の策定と併行して取りまとめていく。

(4) 分野横断的事項に係る対応

- ◆ 重要な研究開発課題の数量や規模、研究開発目標の設定方法、成果目標や道筋の説明方法等について、8分野を横断的に見た整合性をとる等の総合調整を図る必要がある場合には、総合科学技術会議有識者議員が、必要に応じ分野間での調整方針等について判断し、各PTでの検討に反映する。

答申（案）関係部分の抜粋

《参考 1》重要な研究開発課題の選定について

<分野別推進戦略の策定>

・・・そこで重点推進4分野及び推進4分野について、総合科学技術会議は、政策目標の実現に向けて、8分野それぞれの分野別推進戦略を、以下のような分野内の重点化の考え方に基づいて策定し、各分野において重要な研究開発課題を選定する。その際、網羅的・包括的な研究開発課題の設定とならないよう十分に配慮する。

- ① デルファイ調査などにより科学的インパクト、経済的インパクト、社会的インパクトを軸とした将来的な波及効果を客観的に評価すること。
- ② 我が国の国際的な科学技術の位置・水準を明確に認識（ベンチマーク）した上で投資の必要性を明確化すること。（強みを活かし競争優位を確実にする研究開発課題なのか、強い社会ニーズがあり課題解決すべき研究開発課題なのか、パラダイムシフトを先導する研究開発課題なのか等）
- ③ 知の創造から社会・国民への成果還元に至る各々の研究開発の段階に応じて、本計画で設定された政策目標達成への貢献度、達成までの道筋等の観点から、投資の必要性を明確化すること。
- ④ 官民の役割を踏まえ、研究開発リスク、官民の補完性、公共性等の観点から、投資の必要性を明確化すること。

<分野別推進戦略の策定及び実施に当たり考慮すべき事項>

(1) 新興領域・融合領域への対応

・・・科学技術への投資をイノベーションにつなげていくため、8つの分野別戦略を策定する際に、これら新興領域・融合領域へ機動的にの対応しイノベーションに適切につなげていくことを十分に配慮して進める。

また、国際的に生産性が劣後しているサービス分野では科学技術によるイノベーションが国際競争力の向上に資する余地が大きいほか、科学技術の活用に関わる人文・社会科学の優れた成果は製造業等の高付加価値化に寄与することが期待されることから、イノベーション促進に必要な人文・社会科学の振興と自然科学との知の統合に配慮する。

《参考 2》政策目標・研究開発目標の明確化について

<分野別推進戦略の策定及び実施に当たり考慮すべき事項>

(2) 政策目標との関係の明確化及び研究開発目標の設定

各分野別推進戦略において選定される重要な研究開発課題については、それぞれが基本計画で示した政策目標及びそれに基づき定められる個別政策目標の達成に向けて、研究開発として目指す科学技術面での成果（研究開発目標）を明確化する必要がある。その設定に当たっては、基本計画期間中に目指す研究開発目標及び最終的に達成を目指す研究開発目標を設定することを基本とする。また、官民の役割分担、各公的研究機関の役割を含め、研究開発目標の達成が政策目標の達成に至る道筋も明らかにすることによって、科学技術成果の社会・国民への還元についての説明責任を強化する。

<参考：「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」より抜粋>

(科学技術政策における選択と集中の強化、成果目標と事後検証)

平成 17 年度中に策定される第三期科学技術基本計画については、投入目標のみならず成果目標も基本として検討する。これまでの科学技術基本計画の下での人材や資金の重点分野への配分状況について、事後検証を強化し、次期計画に反映させる。

《参考3》研究開発の推進方策（「活きた戦略」の実現）について

<分野別推進戦略の策定及び実施に当たり考慮すべき事項>

(4) 分野別推進戦略に基づく研究開発の効果的な実施～「活きた戦略」の実現

8つの分野で策定される分野別推進戦略について、最新の科学技術的な知見、新興領域・融合領域等の動向を踏まえて、基本計画期間中であっても、必要に応じて重要な研究開発課題や戦略重点科学技術等に関する変更・改訂を柔軟に行う。また、総合科学技術会議による資源配分方針立案に向けた最新知見の吸收、概算要求前の資源配分方針の提示、概算要求に対する優先順位付け等の実施、次年度の資源配分方針立案に向けた準備といった年間の政策サイクルを確立し、関係府省や研究機関のネットワーク・連携を進める基盤となる「活きた戦略」を実現していく。

また、関係府省及び関係機関が、基礎的段階から実用化段階までの広い研究開発段階を概観し、先端的な研究開発動向、技術マップ、政策目標につなげていくロードマップ等について、恒常的に意見交換し情報を共有していくことは、「活きた戦略」を府省横断的に展開する上で有意義である。

<科学の発展と絶えざるイノベーションの創出>

(6) 円滑な科学技術活動と成果還元に向けた制度・運用上の隘路の解消

・・・総合科学技術会議は、今後科学技術政策と他の政策との境界領域への関与を積極的に深めることとし、科学技術の振興上障害となる制度的隘路の解消や研究現場等で顕在化している制度運用上の諸問題の解決のため、関係府省や審議会等と連携してこれに取り組む。また、必要に応じ意見を具申し、その実施状況についてフォローアップを行う。

<総合科学技術会議の役割>

(1) 政府研究開発の効果的・効率的推進

(研究開発の戦略性の強化)

・・・この戦略は、最新の科学技術的知見等を踏まえ、柔軟に変更等を行うとともに、資源配分方針への反映のための政策サイクルを確立し「活きた戦略」を実現する。また、各府省の個別政策目標や達成状況を取りまとめ、説明責任の強化等に資する。

(科学技術連携施策群の本格的推進)

施策の不必要的重複など府省縦割りの弊害排除、連携の強化を図り、相乗効果・融合効果を発揮するため、科学技術連携施策群に係る取組を概算要求前から実施、これを本格的に推進する。

(独立行政法人、国立大学法人等の科学技術関係活動の把握・所見とりまとめの強化)

我が国の科学技術政策推進に重要な役割を果たす独立行政法人、国立大学法人等の科学技術関係活動に係る資源投入の状況や活動状況を把握し、基本計画との整合性等を分析して所見を述べる。これら法人の特性や研究・教育活動への影響等に十分配慮しつつ、今後はこうした把握を強化するとともに、必要な場合には関係府省に対し改善措置を求める。また、このとりまとめを公表することで法人の科学技術関係活動の透明性を向上させ、法人の改革の加速化を促す。

(3) 社会・国民に支持される科学技術

政策目標の達成状況の把握及び発信、科学技術に関する情報発信と国民との窓口機能の拡充、国民の科学技術への参加の促進を図る。

(5) 円滑な科学技術活動と成果還元に向けた制度・運用上の隘路の解消

科学技術政策と他の政策との境界領域への関与を積極的に深めることとし、科学技術の振興上障害となる制度的隘路の解消や研究現場等で顕在化している制度運用上の諸問題の解決のために、関係府省や審議会等と連携してこれに取り組む。

《参考4》戦略重点科学技術（素案）の選定について

<戦略重点科学技術の選定>

- ・・・総合科学技術会議は、以下のような視点から、各分野内において基本計画期間中に重点投資する対象をとして「戦略重点科学技術」としてを選定し、最終的に分野別推進戦略に位置付ける。
- ① 近年急速に強まっている社会・国民のニーズ（安全・安心面への不安等）に対し、本計画期間中において集中投資することにより、科学技術からの解決策を明確に示していく必要があるもの。
- ② 國際的な競争状態及びイノベーションの発展段階を踏まえると、基本計画期間中の集中投資・成果達成が国際競争に勝ち抜く上で不可欠であり、不作為の場合の5年間のギャップを取り戻すことが極めて困難なもの。
- ③ 国が主導する一貫した推進実施体制を組織し、その主導の下で世界をリードする人材育成に実施資する長期的かつ大規模なプロジェクトにおいて、國家の総合的な安全保障の観点も含め国民経済上の効果を最大化するために、基本計画期間中にが重要な集中的な投資が必要な期間に当たるもの。

<戦略重点科学技術に係る横断的な配慮事項>

① 横断的社会的課題を早急に解決するために選定されるものへの取組

本章2. (3) ①に該当する科学技術は、近年世界的な安全と安心を脅かしている国際テロ・犯罪による人為的脅威大量破壊兵器の拡散、地震・台風等による大規模自然災害・事故、S A R S・鳥インフルエンザ等の新興・再興感染症などの社会的な重要課題に対して科学技術が迅速・的確に解決策を提供するものであるを示していく。その研究開発の実施に当たってためには、国が明確な目標の下で、専門化・細分化されてきている知を、人文・社会科学も含めて横断的に統合しつつ研究開発を進めることが必要であり、る。総合科学技術会議は、このような社会的な技術について、分野別推進戦略の分野を超えた横断的な課題解決のための研究開発への取組に配慮を先導する。

② 國際的な科学技術競争を勝ち抜くために選定されるもの

本章2. (3) ②に該当する科学技術については、既存の知の体系の根源的な変革や飛躍的な進化に向けた研究競争が激化しているもの、我が国固有の強みを活かして追随が困難な高付加価値化を一刻も早く確立すべき段階にあるもの、大きな付加価値獲得に波及する限界突破を狙う国際競争をリードする好機に至っているものなど、的確な国際的ベンチマー킹を踏まえた競争戦略に基づき、搖るぎない国際競争力を築くための研究開発へ選択・集中することに配慮する。

③ 国家的な基幹技術として選定されるもの

本章2. (3) ③に該当する科学技術に対しては、国家的大規模プロジェクトとして基本計画期間中に集中的に投資すべき基幹技術（「国家基幹技術」という。）として国家的な目標と長期戦略を明確にして取り組むものであり、次世代スーパーコンピューティング技術、宇宙輸送システム技術などが考えられる。これらの技術を含め総合科学技術会議は、国家的な長期戦略の視点に配慮して、戦略重点科学技術を選定していく中で国家基幹技術を精選する。また、国家基幹技術を具現化するための研究開発の実施に当たっては、総合科学技術会議が予め厳正な評価等を実施する。

《参考5》政策目標の取りまとめ等説明責任の強化について

<第3期基本計画の理念と政策目標>

・・・総合科学技術会議の主導の下、関係府省はその研究開発について、12の中目標の実現に向けた個別政策目標を定め、総合科学技術会議がこれを取りまとめる。また、個別政策目標については、政策ニーズに対する情勢変化等に適切に対応して必要な見直しを行っていく。

<総合科学技術会議の役割>

(1) 政府研究開発の効果的・効率的推進

・・・また、各府省の個別政策目標や達成状況を取りまとめ、説明責任の強化等に資する。

(3) 社会・国民に支持される科学技術

政策目標の達成状況の把握及び発信、科学技術に関する情報発信と国民との窓口機能の拡充、国民の科学技術への参加の促進を図る。

平成17年4月13日
総合科学技術会議
安全に資する科学技術推進PT

安全に資する科学技術のあり方(中間報告)
－意義・目標・方針について－

1. 検討の背景

我が国を取り巻く脅威は、我が国への侵略といった、指向する対象が国家レベルであり、明確な意図を持ったものから、交通事故やプラント事故のような指向する対象が個人や地域レベルであり、必ずしも意図的でないものまで多種多様である。これらの様々な脅威の中でも、特に第2期科学技術基本計画期間中に顕在化したものとして、9.11テロ以降の世界的なテロリズムの拡散や、大規模自然災害、都市空間における重大人為災害、世界的な規模での新興・再興感染症等の発生、国際的な組織・凶悪犯罪の深刻化や高度情報通信ネットワーク社会の弱点を狙ったサイバー犯罪の急増などが挙げられる。このため、我が国の危機管理体制を強化し、安全な社会を構築することは喫緊の国家的・社会的課題であると言える。また、内閣府における「科学技術と社会に関する世論調査」においては、「安全の確保のために高い科学技術水準が必要である」という意見に対し、7割近い国民が肯定的に答えており、これらの脅威を低減させるための「安全に資する科学技術」の重要性が、大きくクローズアップされている。

この様な状況のもと、第2期科学技術基本計画を振り返ってみると、その理念の一つとして、「安心・安全で質の高い生活のできる国実現」が掲げられているものの、現時点においては、この理念を具現化するための重点4分野の設定や8分野の分野別推進戦略の内容が、必ずしも上述の情勢の変化に十分に対応したものであるとは言えない。従って、「安全に資する科学技術推進プロジェクトチーム」では、第3期科学技術基本計画策定に向けた今後の議論(第3期科学技術基本計画における「安全・安心」の理念と具体的目標の設定や基本戦略の策定等)に資するため、総合的な安全保障・危機管理の視点から、「安全に資する科学技術の意義、目標、及び方針」について明確化する必要がある。

2. 安全に資する科学技術の意義

(1) 国民生活の安全の確保

安心な生活のできる安全な社会を構築し、国民生活の安全を確保するためには、学校や職場における道徳・倫理や安全教育の徹底、法制整備や罰則の強化、治安・保安・防災関係の要員・人材の確保などが必要であることは論を俟たない。しかしながら、我が国における急速な少子高齢化や教育の荒廃の現状に鑑みれば、これらの対策だけで安全な社会を構築することには限界がある。この限界を打破するには、世界第二位の工業国であり、科学技術創造立国を標榜する我が国としては、「科学技術」を有効に活用することが強く期待されている。国、経済・社会、個人の安全に資する科学技術の活用により、我が国の危機管理機能を効果的、効率的に強化することで、将来の様々な脅威の増大に対抗する能力を飛躍的に向上させることが可能になると考えられる。勿論、危機管理機能の強化に際しては、科学技術の他、国際政治、経済活動、歴史・文化、組織・体制、社会・人間心理等も含めた人文社会科学分野の視点も重要であり、これらを含んだ包括的な危機管理体制の構築が必要である。

また、安全に資する科学技術は、情報の収集やそれらの分析による、我が国に対する脅威や危険因子の発生の予防と、被害の抑止・低減に有効であるばかりでなく、実際に脅威や危険が現実化した際の初動対処や事後対応においても、極めて重要な役割を果たすことが期待される。特に、様々な災害・事故・事件等の現場において、当該脅威に最初に対応することとなるのは、地方自治体等における、第一対応者(ファーストレスポンサー)であるが、彼らの安全な活動を最大限支援するためにも、科学技術は最も有効な手段と言える。

(2) 我が国の総合的な安全保障への貢献

我が国の戦後の安全保障は、我が国自身の弛まぬ努力による専守防衛政策と日米安全保障条約により確保されてきた。この基本的枠組みのもと、極めて最先端の軍事科学技術の導入に関しては、その多くが米国からの調達やライセンス生産という形態によって行われてきた。また、我が国の防衛技術に係る研究開発は、防衛用途に目的を限り、限定的な経費を投入するという点で、欧米諸国などと比較すると大きく性格が異なったものとなっている。

米国においては、国防省が国家の科学技術振興の大きな柱を担い、政府全体の研究開発費における国防省の経費の占める比率は圧倒的である。その結果として、国防省の研究開発から米国の産業発展を牽引するいくつもの成果(GPS、インターネット等)が得られている。また国防研究開発の実施主体に大学も含まれ、純粋基礎研究から、応用・開発研究まで幅広く研究開発を行っている。さらに、いわゆるデュアルユーステクノロジーと呼ばれるものについて、米国では明確に「軍民両用の技術

(軍において有用な用途を持ち、かつ、民間市場においても存続可能な潜在力を有する技術)」と定義しており、これまで莫大な軍事予算を背景に、様々な新たな科学技術を生み出してきた。なお、近年、欧米諸国においても、軍事技術のある面では凌駕し急速に発展している民生技術の、軍事技術への反映を模索している状況にある。また、9. 11テロ以降、米国本土をテロ攻撃から守るために、米国を動員、組織化するという戦略目的の下、より強固なテロ対処能力を確保するため、分散していた22連邦機関における国土安全保障のための機能を再編・統合し、国土安全保障省(DHS)が新設された。国土安全保障省では、国土安全保障のために科学技術を活用する体系的な国家的取り組みが必要であるとして、省内における4つの部門のうちの一つに「科学技術担当部局」を設け、国土安全保障のための科学技術に関し、研究、開発はもちろん、実際の現場への配備まで行っている。

一方、我が国の防衛技術における研究開発は、米国とは異なり、国が主体的にリードするというよりは、むしろ民生技術の積極的な活用に立脚しており、民間の優れた開発力及び技術力によって、防衛装備品等の技術的な水準を維持、向上し続けてきた。しかしながら、我が国が持つ優れた技術力をベースとした様々な研究開発の成果等により、総合的な安全保障に係る危機管理機能の強化を図るといった視点については、これまでやや欠落していたと考えられる。更に、我が国が諸外国と特に大きく異なることは、基礎研究におけるアカデミアの関与が非常に薄いことである。欧米諸国はもとより、世界の大半の国では、国の安全保障や、危機管理のための研究開発に関し、明確な契約関係の下で、アカデミアに対する大規模な委託研究等が行われている。我が国においても、総合的な安全保障のための科学技術の推進という観点から、大学への委託研究や、中核的な研究機関となるべき大学・独立行政法人等との協力の推進など、アカデミアとの連携の可能性について検討することが望ましい。

この様な状況下で、我が国においては、デュアルユーステクノロジーも含め、安全に資する科学技術のあり方について、米国とは異なる我が国独自のアプローチとして産学官が適切に連携してこれに対処していくことを検討する必要がある。安全に資する科学技術は、供給する側における優れた研究開発等の成果を、最終的に現場で確実に活用できるまでフォローする必要があるが、我が国における具体的な供給サイドとしては、大きく分けて以下の三つが考えられ、これらを如何に適切に組み合わせるかが大きな鍵になると言える。まず一つ目は既に安全分野に取り組んでいる民間企業(防衛、宇宙、通信、医薬品、防犯、防災産業など)であり、我が国が既に保持しているこれらの産業の優れた民生技術を、安全分野において更に活性化させる必要がある。二つ目は、保有している技術が、安全分野にも転用可能であることについての認識が不足しているような民間企業、研究機関等であり、これらの有している技術を